

送第二九八號

大正元年十二月二十七日

各府縣知事宛

外務次官 倉 知 鐵 吉

一九二

十二指腸蟲病検査開始方の件

北米合衆國本土及布哇に渡航する邦人に對し同國移民官が十二指腸蟲病の検査を執行する義に關しては屢々通牒申進たる通りの次第に有之候處米國政府に於ては明年一月一日以後は該罹病者に對し從前の如く上陸受療を許さず直に本國へ送還することに相定候趣に有之然るに是迄執行し來りたる各汽船會社所屬醫師の検病竝に米國移民官の検査成績に鑑みるに該病患者は意想外に多數に上り居り若し之を現在の儘に放任するときは米國渡航者中頗る多數の送還者を出す虞可有之に由り爰に乘船港に於ける「トラホーム」診檢の例に倣ひ神奈川、兵庫、長崎の三縣廳に特置する海外渡航者検査醫をして十二指腸蟲の検査を執行せしむること、相成候に付大正二年一月十一日以降出願に係る貴管内より前記地方へ渡航する者に對し左記手續御適施相成度依命此段申進候也

記

一、北米合衆國本土及布哇渡航者に對し十二指腸蟲卵檢出の爲め豫備検査と本検査とを執行すべきにより明治四十二年四月十日付送第一四四五號通牒第一項により出發港を指定したる旅券下付願書を差出すべき移民に關する手續を非移民渡航者にも適施し旅券下付願書に出發港を指定せしむべし。

二、豫備検査

- (イ) 地方廳にて旅券下付願書を受理したるときは先づ從來の例により一應調査の上地方廳限り却下すべきものを除きて旅券を下付すべき見込の者(地方廳に於て詮議中又は當省に協議中の者と雖も日時を節約する必要がある場合には直に本文の手續に依らしめ差支なし)に對しては自己の糞便を直接乗船港の縣廳に送付せしめ検査を受けしむこと(受験に關する詳細の手續は内務省より通知の筈)
- (ロ) 乗船地検査醫は其検査の結果を關係地方廳へ通知すべきにより右通知を受けたる地方廳は蟲卵なき者に對しては旅券下付又は渡航許可の手續を取り蟲卵ありと認められたる者に對しては其旨を本人に通告し驅除療法を行はしむべし又十二指腸蟲卵と酷似の寄生蟲卵を有する旨通知を受けたる者に對しても後段同様驅蟲療法を受けしむべし。
- (ハ) 豫備検査にて蟲卵保有者と認められたる者醫師に就て驅蟲療法を行ひ顯微鏡的検査の結果糞便中に蟲卵を認めざることを記したる醫師の證明書を提出したるときは旅券下付又は渡航許可の手續を採ること。

(ニ) 再渡航者にして歸朝後一箇年以内に出發する者及豫備検査を受けるを得ざる正當の事情ある渡航者に對しては當該地方長官の認定により豫備検査省略の承認を與へ其旨を乗船港の縣廳へ通知すべし。

三、本検査

豫備検査に合格したる者及前項(ニ)號に該當する者に對し乗船港の縣廳にて更に糞便検査を行ふにより乗船出帆日四日以前(十日を出帆日とすれば六日を最終到着日とす)に來着し直に當該縣廳へ届出づべきこと。

以上

(別紙) 其二

送第二九九號

大正元年十二月二十七日

外務次官 倉 知 鐵 吉

神奈川
兵庫
長崎
縣知事宛

十二指腸蟲病検査開始に關する件

北米合衆國本土及布哇渡航者に對し明年一月以降出發港に於て十二指腸蟲病検査の義に關し別紙寫の通各地方長官に通牒致候に付貴管内より渡航する者に關しても該通牒に準據し御措辦相成度尙本検査に合格せる渡航者に交付すべき健康證明書の様式は追て當省より何分の儀申進候まで差當り従前診眼に使用せる證明書を御充用相成度又其の検査成績は診眼の成績報告と同様の取扱にて御報告相成度此段申進候也

追て經費の配付検査の方法等に關しては内務省より直接通知可相成候に付本件検査開始の運びに相成候節は其日取電報を以て御報告相成度此段申添候(別紙寫は送第二九九八號)

(別紙) 其三

送第三〇〇號

大正元年十二月二十七日

外務次官 倉 知 鐵 吉

沖繩縣知事 日 比 重 明 殿

十二指腸蟲病検査開始に關する件

今般神奈川兵庫長崎の三縣廳に於て渡米者に對し十二指腸蟲病の検査を開始する義に關し別紙寫の通り各地方長官に通牒致候處貴管下より北米

合衆國本土及布哇へ渡航する者に對しては乗船港との交通不便の爲め該通牒の通り實行難致廉有之候に付十二指腸蟲及「トラホーム」病豫備検査機關を貴廳に特置すること、相成候に就ては左の通り手續相定候條可然御取計相成度依命此段申進候也

記

一、北米合衆國本土及布哇渡航者に對し神奈川兵庫長崎の三縣廳に於て十二指腸蟲卵の本検査を執行すべきにより明治四十二年四月十日付第一四四五號通牒第一項により出發港を指定したる旅券下付願書を差出すべき移民に關する手續を本件非移民渡航者にも適施し旅券下付願書に出發港を指定せしむべし。

二、貴廳にて旅券下付願書を受理し從來の例に依り調査の上貴廳限り却下すべきものを除き旅券を下付すべき見込ある者には先づ「トラホーム」の検査を爲し之に合格したる者に對し十二指腸蟲病の検査を行ふ、右兩種に關する詳細の手續は内務省より直接通知の筈。

而して蟲卵なき者には旅券下付の手續を採り蟲卵ありと認められたる者に對しては其旨を本人に告知し驅蟲療法を受けしむ又十二指腸蟲卵と酷似の寄生蟲卵を有する者に對しても後段同様驅蟲療法を受けしむべし。

三、豫備検査にて蟲卵保有者と認められたる者醫師に就て驅蟲療法を行ひ治愈したるときは再検査を爲すべし但顯微鏡的検査の結果糞便中に蟲卵を認めざることを記したる醫師の證明書を提出したるときは再検査をなすに及ばず。

四、貴廳の検査に合格したる者の姓名は直に指定出發港の縣廳に通知すべし而して渡航者は出發港の縣廳にて更に本検査を受くるを要するにより乗船出港日四日以前(十日を出帆日とすれば六日を最終到着日とす)に到着し直に當該縣廳へ届出しむべし。

以上

追て本件検査愈開始の日取は決定次第電報を以て御報告相成度候

海外渡航者検査に關する件

大正二年一月九日衛第一〇三號
各地方長官宛 衛生局長 通牒

米國本土及布哇に渡航する者に對し十二指腸蟲の検査を爲す件に付ては既に外務省より通牒相成居候處其検査手續及方法等左記に準據し御施行相成度

記

十二指腸蟲検査を豫備検査と本検査に分つ。

豫備検査

一、豫備検査は渡航許可證又は旅行免狀附與前に於て行ひ渡航者をして自己の糞便を直接乗船港の縣廳(警察部海外渡航者検査掛)へ宛て送付せしむるものとす

沖繩縣の渡航者に限り沖繩縣廳に於て豫備検査を行ふに付糞便は同縣警察部海外渡航者検査掛へ宛て送付せしむること。

二、糞便輸送に要する容器は内務省衛生局より豫め地方廳に配送し置き地方廳より渡航志願者に無代價交付するものとす但し本容器を配送する迄は渡航志願者をして適宜の容器を自辨せしめ次の事項を注意し送付せしむること。

(イ) 検査用糞便の量は梅干大なるべきこと。

(ロ) 水又は消毒薬を入れざること。

(ハ) 丈夫なる「ガラス」壺又は罐等に入れ密封し之を再び木箱に收め破壊せざる様包装すること。

三、豫備検査の結果は乗船港の縣廳より左の書式に依り渡航者の願書を提出したる廳府縣に通報すること。(書式別紙)

四、十二指腸蟲卵及酷似蟲卵を有する者は驅蟲法を行はしめ注意を要する蟲卵を有する者は可成驅蟲法を行ふ様注意を與へ置くこと。

本検査

一、本検査は乗船地に於て出航期日の三日前行ふこと但し之を短縮するは妨げなし。

二、本検査に於ては先づ「トラホーム」の検査を行ひ其合格者のみに就て糞便検査を行ふこと。

三、本検査合格者にして乗船期日を變更したるときは再検査を行ふこと但し其乗船期日の差が七日以内なるときは再検査を省略するも妨げなし。

四、本検査に於て不合格と決定したる者は七日を過ぐるにあらざれば再検査を行はざること。

五、乗船港を變更したるときは改めて検査を行ふこと。

検査法及合格不合格の決定

一、糞便中十二指腸蟲卵の検査法は別紙の方法に依ること。

二、十二指腸蟲卵に酷似する「ストロンギロイデス、ステルコラーリス」、アメリカ十二指腸蟲卵あるときは不合格とし條蟲蛔蟲及日本住血吸蟲卵を認むるときは注意を與ふるに止め不合格となさざること。

姓	名	検査の結果(合格又は不合格)	不合格の因たる寄生蟲卵名	注意を要する寄生蟲卵名

十二指腸蟲検査方法に關する件 大正二年一月十七日送第三五號
衛生局長宛外務省通商局長通報

在「シヤトル」日本人醫會より標記検査狀況に關する別紙取調書提出ありたる趣を以て今般同地駐在高橋領事より別紙送付致越候間爲御參考右寫
茲に差進候條御查收相成度候

(別紙)

十二指腸蟲検査

「シヤトル」日本人醫會にて「シヤトル」移民局に於ける十二指腸蟲患者糞便検査狀況に關して北米日本人會に報告したるもの左の如し。

第一、糞便採取方法

被検査者の不正手段を防がん爲め移民局附看護婦監視の下に一人宛便壺に適宜の紙片を浮べ脱糞せしめ採取に便にす次に看護婦をして適宜の量
を豫て番號を付したる容器に採取せしめ鏡檢に備ふるを例とす但し急に便意を催さざるものに對しては「グリセリン」座藥を以て灌腸す。

第二、糞便鏡檢法

「プレバライト」を作製するに先ち必ず糞便を水に溶解し之を遠心器に由りて逕渣を作成せしめ鏡檢に供するを常とす其法先づ金柑大の糞塊を採
り之を普通の三百瓦位容りの硝子盃に入れ之に約百瓦位の淨水を注加し能く攪拌して平等に溶解せしむ次で縫針頭大の網目を有する金屬網を以
て製したる茶濾様のものにて之を濾過し他の硝子盃に受容す然る後之を遠心器硝子管に盛る順序なるが多量の濾液を一時に遠心器に盛ることは
能はざるを以て先づ遠心器硝子管に充つる迄之を盛り約二十秒間廻轉し逕渣物を形成せしめ次で管底の逕渣物の流失せざる様靜かに上水を放棄
し更に殘餘の濾液を盛り同じく二十秒間廻轉し上水を放棄すること前の如くし更に最後の濾液盡くる迄之を遠心器硝子管に盛りて廻轉反復する
こと前の如くす。

斯くの如くにして得たる逕渣の量尙過多なるが故に更に之に淨水を注加し能く振盪して再び廻轉す斯の如くすること數回にして其逕渣物の色殆
どん固有の便色を帯びざるに至りて止む便色を帯びざる沈渣物を「オブエクトグラス」に載せ「デッキグラス」を用ゐず其儘法の如く顯微鏡下に
照し検査を行ふ但此際「グラス」面上に於ける過剰の水液及水液中に浮游せる殘渣物は成るべく流失せしむるを良とす(注意して徐ろに滴下する
ときは卵は重きが故に決して流失することなし)然らざれば鏡檢の際これら殘渣物の爲め透視を妨げられ卵の發見を困難ならしむ。

今參考として十二指腸蟲病検査規定改正以前の桑港及「シヤトル」移民局に於ける不合格者の百分率を見るに左の如し

桑港移民局の成績

日本人	男	五五・五	支那人	女	三八・九
	女	五六・七		男	二〇・〇
「シヤトル」移民局の成績					
日本人	男	二四・〇	支那人	女	七四・四
	女	五一・七		男	一

然るに規則改正後「シヤトル」第一回入港阿波丸船客の該病検査の成績は左の如し。

日本人 五〇・〇

尙ほ「シヤトル」移民局に抑留せられたる本病患者に付き調査するに左記の二種の十二指腸蟲を發見せらる、即一は「ネカトール」、アメリカナス
(Nector americanus) にして一は「アンキロストーマ、ゾオデナル」(Ankylostoma Duodenale) 之なり前者は米國南部諸州及び「キューバ、ボ
トリコ」地方に於て一種の風土病として大流行を爲しつゝあり後者は歐羅巴及亞細亞に汎く蔓延し吾人の屢遭遇する所のものはなり而して兩者の
區別點としては蟲及卵の體形大體に於て差異を認めずと雖も大頭部に於ける齒牙の排列形成を異にし雌蟲にありては生殖門の開口部位に差あり尙
「ネカトール」は「アンキロストーマ」に比し其大さ稍細小なるに拘らず其卵は却て後者の約一倍半大なるを常とす而して此米國固有の「ネカトール
アメリカナス」が本邦移民十二指腸蟲患者中約三十人に付一人の割合を以て發見せらるゝと治療に對し頗る抵抗力を有するとは少しく興味ある事實
なりとす。

十二指腸蟲病患者治療許可に關する件 大正二年二月二十七日送第一二三號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

本件に關し在沙港高橋領事より別紙寫の通り報告有之候條御參考の爲此段及通知候也

(別紙寫)

大正二年一月二十九日

在沙港 領事 高橋 清一

外務大臣 男爵 加藤 高明 殿

十二指腸蟲患者治療許可に關する件

本月五日入港の靜岡丸十二指腸蟲不合格者が一應送還の決定を受け右決定に對し商働務省に上訴し置たるに今回其筋より當地移民局に達したる
訓令により右不合格者等は治療を許可せらるゝ事と相成候義は拙電第十六號を以て報告致候處右不合格者等は殆んど全部寫眞結婚による呼寄婦人

に有之候に付従前事ら流行せる寫眞結婚婦人は送還せらるべしとの説は本件を以て解決せられたる義と被察候尙當地移民局に於ては移民局留置場に收容し得る限りは従前の通り留置場に於て治療することを許し其以上は市内病院にて治療せしむる方針の由に付此點も不合格者に取り有利にて即ち入院の爲め多大の出費をなすこと並假上陸の爲め移民局へ保證金を供託することを免るゝことゝ相成候尙今回は一月一日を以て新規則實施以來最初の場合なれば上訴にも準備を要し又商務省に於ても各關係移民局との打合せ上右上訴に對し直に決定を與ふるを得ざりし模様にて靜岡丸は本月五日入港したるに幸く二十八日に至り治療許可の決定ありたる次第に有之尤も今後は追々迅速に取運ぶことゝ被察候尙當地移民局より洩れ来る所によれば今回の決定に先ち治療許可に關し寫眞結婚を普通の結婚と同様に扱ふべきや否や又治療を許可するものに對しては移民局留置場に於て治療を許可するや若くは局外の病院にて治療せしむべきや等に關し商務省より當地移民局に問合せ來りたる趣にて當地移民局よりは寫眞結婚を普通の結婚と同様に取扱ふに至當と考ふること若し十二指腸蟲不合格者につき治療許可の標準を立つるならば寧ろ夫の性行を標準とすべきこと及治療場所は留置場とする方當事者及移民局双方の爲め便利なる旨を回答したる模様有之右と同様の問題は多分桑港及「ホノルル」移民局にも問合ありたる筈なるが兎に角當地移民局の申分採用せられたるものならんとするに有之候右御參考迄及報告候也 敬具

十二指腸蟲病検査に關する件

大正二年二月二十七日送第一二一號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

臺灣より渡米する者に對し同島内にて十二指腸蟲病検査方に關し別紙甲號寫の通り拓殖局第一部長より照會有之候に付別紙乙號寫の通回答致置候條右に御承知相成度此段申進候也

(甲號)

北米合衆國本土及布哇渡航者に對し十二指腸蟲病検査開始方に付過般御通牒により臺灣總督府へ及移牒候處今般別紙の通り申越候に付何分の義御回答相成度及照會候也

大正二年二月二十一日

外務次官 松井慶四郎殿

(乙號)

送第二八號

大正二年二月二十七日

外務省通商局長 坂田重次郎

拓殖局第一部長 宮尾舜治殿

十二指腸蟲病検査執行方に關する件

本件に關し本月二十一日付拓殖往第九號を以て御照會の趣了承臺灣より米國等への渡航者は極めて少數なるの現狀に鑑み當方に於ては特に豫備検査の施行を要求不致候へ共御申越の通り臺灣總督府に於て其管内に於ける地方廳所屬の警察署をして北米合衆國本土及布哇渡航者に對し便宜豫備検査を執行せしめ其結果を本人の乗船港所轄地方廳へ通知せらるゝ義は一般に取り便益と被存候に付右は何等異議無之候尙は本件往復文書は爲參考朝鮮總督府及樺太廳へ御廻附相成度此段回答旁申添候也

(別紙)

大正二年二月十日

臺灣總督府民政長官代理

殖産局長 高田元次郎

拓殖局總裁 男爵 後藤新平殿

北米合衆國本土及布哇渡航者に對し十二指腸蟲病検査開始に付一月二十四日付拓殖第九號を以て移牒有之候處左記二豫備検査(イ)の項に「自己の糞便を直接乗船港の縣廳に送付せしめ検査を受けしむこと」と有之候得共本島より指定乗船港の縣廳に送付するには多くの日數を費し又其の糞便中には如何なる危険微菌を含有し居るやも難計事情も有之候に付當府管内に於ける右豫備検査は地方廳所屬の警察署をして検査せしめ其結果を乗船地縣廳に通報することに其筋へ御交渉相成度此段申進候也

朝鮮に於ける十二指腸蟲病検査執行方に關する件

大正二年三月十一日送第一四七號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

本件に關し拓殖局第二部長より別紙寫の通報告有之候條委曲御了承相成度此段申進候也

(別紙寫)

十二指腸蟲病検査執行方に關する件

米、布渡航者に對し十二指腸蟲病検査執行方に關し朝鮮總督府に於ては別紙之通相定候旨通報有之候條爲御參考及送付候也

大正二年三月七日

拓殖局第二部長 宮尾舜治

外務省通商局長 坂田重次郎殿

記

一、警務部に於て旅券下付願書を受理したるときは先づ從來の例により一應調査の上警務部限り却下すべきものを除き旅券を下附すべき見込の者（警務部に於て詮議中又は總督府に稟議中のものと雖も日時節約の必要ある場合に於ては直に本文の手續に依らしめ差支なし）に對しては自己の糞便を直接道慈惠醫院に差出し顯微鏡的検査を受けしむること。

二、右検査の結果蟲卵なき證明書を提出したるものに對しては旅券下付の手續を執り蟲卵ある者に對しては其旨を本人に告知し驅蟲療法を受けしむべし。

十二指腸蟲卵と酷似の寄生蟲卵を有する者に對しても亦同じ。

三、蟲卵保有者と認められたる者醫師に就き驅蟲療法を行ひ顯微鏡的検査の結果糞便中に蟲卵を認めざることを記したる醫師の證明書を提出したるときは旅券下付の手續を執ること。

四、前項の検査に合格したる者に對しても乗船港の縣廳にて更に糞便検査を行ふにより渡航者は乗船出港地に出境四日以前（十日を出帆日とすれば六日を最終到着日とす）に到着し直に當該官廳に届出づべきこと。

五、一等船客として渡航するものに對しては左の各號の一に該當する場合を除くの外前記の検査を受けしむるを要せず。

(一) 移民

(二) 在米、布者の呼寄に係る寫眞結婚婦人

(三) 檢病を免れんが爲め一等船客として渡航する疑ある者

(四) 望診上罹病の徴候著しき者

六、一等船客たるや否やに付ては出願者の申立及其の位置身分等に鑑み適宜認定すること

渡米非移民の一等船客に對する十二指腸蟲病検査に關する件

衛生局長照會 大正三年三月十七日
内務省崎第一六號

渡米非移民の一等船客に對する十二指腸蟲病検査に關する件照會

標記の件に關し別紙之通長崎縣知事より照會來候に就ては貴省に於て同答方可然御取計相成度
追て經費の關係は當省に於ては異議無之尙本件回答の内容御通知相成度申添候

(別紙)

保第一三九七號

移民にして一等船客として渡米する者に對しては十二指腸蟲病の豫備検査及本検査を受けしむるに及ばず又假令検査を爲したるときと雖も特に健康證明書を交付するに及ばざる旨豫て外務次官より通牒有之候に付從來右通牒に基き取扱居候處東洋、太平洋兩汽船會社に於ては非移民の一等船客と雖も本人上陸の際必要なりとて十二指腸蟲病なき醫師の證明書を有するにあらずれば乗船切符を發賣せざることに致居候爲め渡航者は地方開業醫より該證明書を受け居候然るに其證明書を受けんには検査及證明手数料等約貳圓有餘の支出を要し候に付從來の實例に徴すれば當港より一等船客として出發する者は少數なるを以て之に對し當廳に於て検査を施行するも費用及手数料等に格別影響を及ぼさざる見込に有之候に付ては渡航者の便益上爾後該検査を施行し證明を下付すること、致度心組に候處差支無之候故本件は費用上の關係有之候に付御意見承知致度此段及照會候也

大正三年三月七日

長崎縣知事

内務省衛生局長殿

外務省通商局長回答 大正三年四月十一日
通送第一三四號

本件に關し客月十七日附内務省崎衛第六一號を以て御照會之次第有之候長崎縣知事に對し別紙寫の通回答致置候條右に御了知相成度候也

(別紙)

通送第一五七五號

大正三年四月四日

外務省通商局長 坂田重次郎

長崎縣知事 李家隆介殿

渡米非移民の一等船客に對する十二指腸蟲病検査に關する件

本件に關し客月七日附保第一三九七號を以て貴官より内務省衛生局長へ照會相成たるに對し同局長より十二指腸蟲病検査執行に要する經費の關係は同局に放て異議なきも該病検査の義は當省より回答取計方移牒相成候然るに從來一等船客に對し檢病等を執行せざることは米國に於て從來の慣行に有之候に付大正元年十二月二十八日附送第三〇〇一號を以て當省次官の通牒により渡米者中一等船客に對し十二指腸蟲病の豫備検査及本検査を受けしむるに及ばず又假令檢病をなしたるときも健康證明書を交付せずと申進したる次第に有之然るに本邦出發港に於て一等船客を他の船客

と同様に検査するに於ては米國官憲に於て將來實行に反し我一等船客を二三等船客と同様に取扱ひたる場合に異議を申入るるに不都合を生ずべき懸念可有之につき原則として前示通牒の通り一等船客として渡航する者に對しては該病の検査を受けしめざる様致度尤も自から進んで検査を受けたる者に對しては一般檢證と様式を異にせる診斷書を交付すこととし其診斷書中には「本人の希望により之を交付する」一句を特に記入せらるることに御取扱相成度命此段申進候也

追て本件回答の趣は内務省へ通知置候

母國觀光團員の健康検査に關する件 大正三年五月八日通送第一七八號
衛生局長宛外務省通商局長通報

本件に關し別紙寫の通各地方長官に通牒候條爲御參考右寫差進候也

(別紙寫)

通送第三三一七號

大正三年五月八日

外務省通商局長 坂田重次郎

廳府縣長官宛

今般北米合衆國勞働省に於ては同國各地の移民官へ訓令を發し向後外國人の入國は初渡航者たるを將又嘗て同國に居住せるものの再渡航たるを問はず等しく同様の取調及健康検査をなし又母國觀光團も再渡航者として同一の取扱を受くることと相成りたる旨在外帝國官憲より報告の次第有之候に付客年九月十一日付通送第五四八一號母國觀光團員取扱に關する通牒中第七項「團員に對しては診眼蟲病に對する豫備及本検査を執行するに及ばす」の一項を削除致候條今後母國觀光團に對しては健康検査の關する限り一般再渡航者と同様に取扱相成度尙本通牒は北米合衆國本土及布哇に適用する外英領加奈陀に於ける母國觀光團に對しても適施せらるべきも加奈陀渡航者に對しては多少手心を加へ寛かなる御取扱相成差支無之依命此段申進候也

海外渡航者十二指腸蟲卵検査要覽

一、検査を要する渡航先(大正二年一月九日内務省衛第一〇三號通牒)

米國本土、布哇

比律賓那島(大正二年一月九日外務省送第五號を以て追加)

二、検査を受くべき者(大正二年一月九日内務省衛第一〇三號通牒)

移民非移民とも但し非移民一等船客を除く(大正三年四月十一日外務省通送第一三四號)

三、検査手續(大正二年一月九日内務省衛第一〇三號通牒)

(イ) 検査は之を豫備検査本検査の二種とす。

豫備検査 豫備検査は渡航許可證又は旅行免狀附與前に於て行ひ渡航者をして自己の糞便を直接乗船港(横濱、神戸、長崎の何れか)の縣廳へ宛送付せしむ但し沖繩縣の渡航者は沖繩縣に於て、臺灣の渡航者は臺灣に於て(大正二年二月二十七日外務省送第一二二號)朝鮮の渡航者は朝鮮に於て(大正二年三月十一日外務省第一四七號)各豫備検査を行ふ。

本検査 本検査は乗船地に於て出航期日前三日以内に於て「トラホーム」の検査に合格したる者のみに就き之を行ふ。
本検査合格者にして乗船期日を變更したるときは再検査を行ふべきも其の乗船期日の差が七日以内なるときは再検査を省略するも妨げなし。

本検査に於て不合格と決定したる者は七日を過ぐるにあらざれば再検査を行はす。

(ロ) 合格不合格の決定

十二指腸蟲卵及之に類似せる「ストロンギロイデス、ステルコラーリス」、「アメリカ」十二指腸蟲卵あるときは不合格として條蟲、蛔蟲及日本住血吸蟲卵を認むるときは注意を與ふるに止め不合格と爲さざること。

四、検査成績の報告(大正二年三月四日衛第一五八一號)

乗船港所在地たる神奈川兵庫長崎の三縣に於ける豫備検査並本検査の成績及沖繩縣に於ける豫備検査の成績は毎月之を報告せしむ。

五、雜件

(イ) 非移民一等船客に對しては豫備検査及本検査は行はざるも本人の希望ある場合に限り検査の上本人の希望により之を交付する旨記入せる診斷を交付し(大正三年四月十一日通送第一三四號)朝鮮の渡航者は一等船客と雖左の各號の一に該當するものは朝鮮に於て豫備検査を行ふ。(大正二年三月十一日送第一四七號)

1、移民

2、在米、布者の呼寄に係る寫眞結婚婦人

3、檢病を免れんが爲一等船客として渡航する疑ある者

4、望診上罹病の徴候著しき者

- (ロ) 臺灣に於ける豫備検査の結果は之を渡航者の乗船港所轄地方廳へ通報す(大正二年二月二十七日送第一二二號)
- (ハ) 再渡航者にして歸朝後一個年以内に出發する者及豫備検査を受けるを得ざる正當の事情ある渡航者に對しては當該地方長官の認定により豫備検査省略の承認を與へ其旨を乗船港の縣廳に通報す(大正元年十二月二十七日送第三〇九號)
- (ニ) 母國觀光團に對しては前項同様に取扱ふ(大正三年五月八日通送第一七八號)

海外渡航者検査官會議要項書の件 大正四年三月十二日衛發第二〇〇號 神奈川、兵庫、長崎、沖繩の各縣知事及外務省通商局長宛 衛生局長通牒

過般當省に於て開催せし海外渡舟者検査官會議に於ける協議事項の摘録書別紙爲御參考及送付候

海外渡航者検査官會議要項

大正三年十二月一日より三日間内務省に於て海外渡航者検査官會議を開く其の要項左の如し。

「トラホーム」検査に關する件

省 略

十二指腸蟲検査に關する件

(一) 豫備検査

- (イ) 糞便輸送器に改良すべき點なきや
差當り改良すべき點なし
糞便容器貼付用紙雛形は別紙の改正することに決す
- (ロ) 夏季に於て検査上困難なかりしや
採便より検査迄長きも一週間位にして別に困難を感じたることなし。
- (ハ) 豫備検査に他人の糞便を送る等の事實なきや
神奈川縣、長崎縣にては本検査に於て數回替玉をなしたることを發見したることあり(親子、夫婦間に限る)之に依り推測すれば豫備検査に他人の糞便を送る等の事實は必ずや有るものと見做すを得べし
- (ニ) 豫備検査の有効期間を一定する必要なきや
豫備検査より本検査迄の期間は會社移民は早きも普通は約一個月を経過すと

豫備検査を重要視すれば有効期間を一定するの要あらんも之を餘り重く視ざるに於ては一定する必要なし
尙ほ豫備検査に關しては各方面に涉り篤と考究することとせり

(二) 本検査

- (イ) 豫備検査不合格者は本検査迄に驅蟲療法を完全になすや不合格者に對し豫備検査を繰返すの必要なきや
豫備検査に不合格者の驅蟲療法は完全に行はれず
兵庫縣に於ては豫備検査を受けるは一回のみ神奈川縣に於ては同一人にして數回豫備検査を受けるものあり
豫備検査の主旨を尊重すれば繰返すの必要あらん
本件は追て能く研究することとせり
- 豫備検査の結果を可成早く本人に知らしむるの方法として將來は當該地方廳並本人へ各別に通知することに決定せり
- (ロ) 本検査にて不合格となりし者は如何なる方法にて驅蟲療法を受けつゝありや其の他之に關し注意すべきことなきや
本検査にて不合格となりし者は直に醫師に就き相當驅蟲療法を受け何回にても合格する迄は検査を受け一回の検査にて渡航を中止するが如きことなしといふ
- 不合格にして驅蟲療法を受けたるものは一週間を経過するにあらざれば再び検査を受けしめず長崎縣にては當該主治醫に治療の模様を通知することとなし居れり
- (ハ) 不合格者にして驅蟲療法を受けたる者に對する再検査は一定の期間を置く等其の他改良すべき點なきや
從來の例に依れば再検査迄の期間は一週間なり
此の儘にて可
他に改良すべき點なし
- (三) 送還者検査(トラホーム)
- (イ) 逆送者を生ずる理由に就ての所感如何
- (ロ) 送還者に付検査を行へる報告なし若し現狀にて検査不可能なりとせば之を改むべき方法
送還者の検査は送還上陸地の縣に於て之を検査し別表海外渡航送還者検査成績報告様式に依り隨時内務省、外務省及乗船港地方廳に通報することに決す

(四) 統計報告

(イ) 當省への報告様式は改正を要せざるや若し改正を必要とせば別紙提出案の如く改正するの可否

(ロ) 報告に記入すべき蟲卵種類の程度を一定し置く必要なきや

右は左表の通知改正することに決す

(五) 海外渡航者検査成績原票

右は左表の通知決定す

(左表省略)

海外渡航者検査成績報告様式等に関する件通牒

大正四年三月十二日發衛第一九七號
神奈川、兵庫、長崎及沖繩四縣知事宛衛生局長通牒

海外渡航者検査成績報告様式別表の通知修正候條本年一月分より該様式に依り御報告相成度尙検査成績原票別表の通知相定め候條將來右に依り御整理相成度

(別表は發第二〇〇號海外渡航者検査官會議要項書の件中別表と同一に付省略す)

海外渡航者検査成績報告表に関する件通牒

大正四年五月十五日內務省衛發第八五號
神奈川、兵庫及長崎縣知事宛衛生局長通牒

本年三月十二日附衛發第一九七號を以て及通牒候海外渡航者検査成績報告様式第三、十二指腸蟲病本検査成績月表には本検査人員の全部を計上すべき儀に有之從て同表豫備検査成績別合格者、不合格者の欄には朝鮮及沖繩縣等於施行したる分も合算するを要し候條將來右に御取計相成度尙豫備検査を省略したるものあるときは同表中に備考欄を設けて別に整理相成度

追て朝鮮及沖繩縣より豫備検査成績通報方に關しては別紙寫の通知照會置候又貴縣に於て豫備検査を受けたるものにして乗船港を變更したるものあるときは相互に通報し整理相成度申添候

(別紙寫)

衛發第八五號

大正四年五月十五日

朝鮮總督府政務總監殿

内 務 次 官

海外渡航者豫備検査成績通報方の件照會

統計上必要有之候條海外渡航者に對する十二指腸蟲検査の成績は其の都度左記様式に依り乗船港所轄の地方廳へ御通報相煩度
追て不合格者に對し數回検査を繰返したる場合に於ては初回検査の分に限り通報相煩度申添候

「トリコストロンギラス」卵帶有者の米國入國方に關する件通牒

大正八年十一月二十四日衛發第二〇八一號
神奈川、兵庫及長崎知事宛衛生局長通牒

本件に關し外務省通商局長より別紙寫の通知報有之候條御了知成度

(別紙寫)

從來本邦渡米移民検査の際移民検査醫に於て「トリコストロンギラス」卵帶有者と認むるときは十二指腸蟲卵帶同者と同様之を不合格として其の出發を差止め居れる處前者は健康上無害なるを以て後者と區別するを適當と思考する旨東京市麹町區內幸町胃腸病院神保孝太郎氏より申出ありたるに付「トリコストロンギラス」卵帶有者に對する米國移民官の取扱振に付取調方在米出淵臨時代理大使へ訓令相成候處今般同代理大使よりの報告に依れば「トリコストロンギラス」卵帶有者は米國への入國差支無之趣に候間今後検査の結果右「トリコストロンギラス」卵のみを帶有するに過ぎざる者は之を不合格として其の出發を差止むるに及ばず

渡米者クラノル、ヒアージス (Clonor Chiasis) 病検査に關する件

大正十一年六月二十四日衛發第二四八號
神奈川、兵庫及長崎縣知事宛衛生局長通牒

標記の件に關し大正十一年六月一日附通移普通合第一、〇一九號を以て外務省通商局長心得より通牒有之候趣の處右は「クラノル、ヒアージス」(Clonor chiasis) の誤謬と存ぜられ候果して「クラノル、ヒアージス」とすれば肝臟デストマ病を指稱するものに有之候條御了知相成度

米國にて肝臟デストマを入國拒絶の病氣より除外したる件

昭和二年十二月六日通三普合第二四四九號
衛生局長宛外務省通商局長通報

本件に關し今般各地方廳へ別紙寫の通知牒したるに付委細右にて御了知ありたし

(別紙寫)

通三普通合第二四四八號

昭和二年十二月六日

外務省通商局長 武 富 敏 彦

北海道廳長官殿

米國にて肝臓デストマを入國拒絶の病氣より除外したる件

從來米國に於ては肝臓デストマ病は千九百十七年米國移民法第三條の所謂危險なる傳染病に該當するものとし該病患者に對しては入國を拒絶し居りたる處之に關し今般在ホノルル桑島總領事より別紙寫の通來電有之米國衛生局長は今後肝臓デストマ病を入國拒絶の病氣中より除外する旨各検査官に訓令したる趣なるに就ては當方に於ても從來の取扱振を變更し米國及其の領土渡航者にして同病に罹り居る者と雖重應患者に非ざる限り普通生活上に支障なき程度の者に對しては旅券を下付することに御取計ありたし。

(別紙寫)

ホノルル本省十二月一日着

田 中 外 務 大 臣 殿

桑 島 總 領 事

華府衛生長より合衆國検査官に對し肝臓デストマ病(Bilharziasis)は入國拒絶の病氣より除外す但し入國後生活に支障を生ずる程度に進める重應患者は從來通り治療を許可せず送還すべき旨訓令越たり。

伯國行移民の寄生蟲検査及驅除方に關する件

昭和四年一月八日收社第七號
各地方長官宛社會局長衛生局長聯名通牒

伯國行移民の身體検査に關しては豫て通牒の次第も有之候處今同移民收容所長より別紙一號の通り申出有之候に付之が實效を擧ぐる爲別紙二號の通り海外興業株式會社並に海外移住組合聯合會に對し夫々通牒致置候條所期の目的を達成せしむる様貴官に於ても特に御配意相成度依命此段申進候

(二號) 伯國行移民の寄生蟲検査及其驅除方に關する件

昭和四年一月八日收社第七號海外興業株式會社々長、海外移住組合聯合會理事長宛社會局長衛生局長聯名通牒

標記の件に關し移民收容所長より別紙の通り申立有之候處本來海外移民に對し可及的完全なる驅蟲を勵行し移民の健康増進を圖り移民素質の向上を期することは移植民保護の見地より洵に緊切なる事項と思量せられ候處右施設を移民收容所滯泊中又は船中に於て行ふことは種々困難なる事情有之候に付ては爾今「貴社」聯合會に對しては「貴會所屬組合」とすに於て伯國行移民を募集採用せらるゝに際しては豫め嚴重なる驅蟲を行はしむる様特に御配意相成度依命此段申進候

伯國行移民の寄生蟲検査及其の施行方に關する件

昭和四年一月八日收社第七號
移民收容所長宛社會局長衛生局長通牒

十一月三十日附移第一九一號を以て御申越に係る標記の件に關しては海外移住興業株式會社並に海外移住組合聯合會に對し別紙の通り通牒し此旨各府縣知事にも通知すると共に所期の目的を達成する様配意有之度旨申進置候條左様御了知相成度

(一號) 伯利西爾行移植民寄生蟲驅除に關する件

昭和三年十一月三十日移發第一九一號
社會局長宛社會局長衛生局長聯名通牒

標記の件に關しては從來當所に於て收容中に検査を爲し同時に出來得る限り驅蟲をも施行し來り候處何分收容期間僅日にして其の間に於て一時に數百人の糞便検査並其蟲卵保有者に對し適當の驅蟲處置を漏なく施行すること困難にして又移民乗船後船中に於ても船艙者其の他の事故續出の爲實際上支障を來し到底完璧を期し難きは勿論本人に採りても苦痛徒らに重なるを以て充分なる手當を好まざる趣にて從而過體及蟲卵保有の儘醫術醫藥の乏しき極めて不便なる地に而も永住の目的を樹て渡航しつゝあることは保健上看過し得ざる重要事と思考致され候

當所に於ける糞便検査の結果に依るに蟲卵保有者の豫想以上に多數あることは驚嘆の外無之候處農業者が農繁期中或は其の直後屢々「クティブレ」又は「ツカレ」と稱して就床する事實あるに徴し畢竟其の過半は寄生蟲の災するものにして單に筋肉勞働のみに因る眞意の疲勞に限らざるものと考察せられ候に付ては斯る狀況に鑑み可及的手配を講ぜしめ度前記の如く當所滯在の短時日にして其の間驅蟲方法の普及し得ざる點及船中施行の困難竝に移民自體の痛苦等の諸點よりして寧ろ郷里出發前に完全に施行せしむる必要を被認候

現今各府縣に於ても農村衛生の相當喧傳せられつゝあるの際なるを以て斯種方面に對し各自の自發的注意も期待せらるべく別けて爾今渡伯出願者に對し特に檢便の便宜を與へられ而して渡伯許可に當りては驅蟲の完全なることを必須條件として實施獎勵相成候様希望致候且又郷里に於て之を施行せしむれば時間其他の餘裕充分に存し種々の都合も比較的容易なるのみならず船中驅蟲の混雜を輕ふし其の上既に會得體験するの結果當所へ入所後検査成績を見又講習を経て萬全を期し而して着伯後賢へ醫術の普及せざる地にある場合に於ても常に無缺の身體を持し安じて就働し得べく確信被致候に付是非實施方關係の向へ御交渉の御配意を得度事情を具し此段得貴意候也

追而爲御參考當所に於ける寄生蟲検査成績表添付致置候

糞便検査成績表(省略)

伯國行移民の身體検査に關する件

昭和四年三月七日衛豫第三五號
各地方長官宛衛生局長通牒

伯國行移民の身體検査に關しては充分御配慮の事とは存候得共尙別紙の通海外興業株式會社より依頼越の次第も有之候に付當初に於て嚴重なる検査

査を勵行し充分治療を爲さしむる様一層の御留意相煩度

(別紙)

昭和四年一月十四日

海外興業株式會社社長 井上雅二

内務省衛生局長殿
移第五號

伯國行移民の寄生蟲検査及其の驅除方に關する件

一月八日附收社第七號を以て標記の件に關し御申越の件委細了承仕候

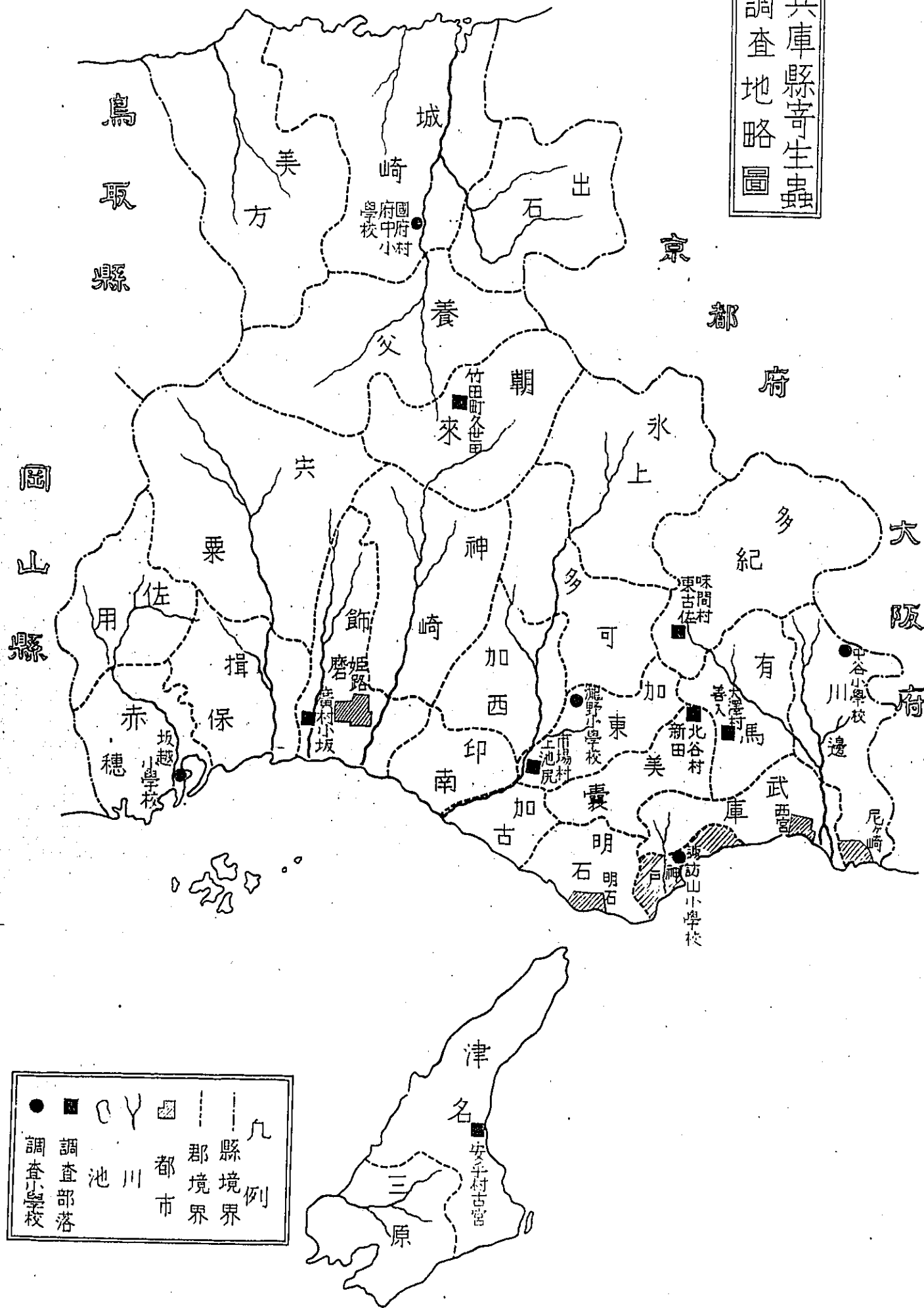
弊社としては從來共移民保護上夙に健康診斷の必要を認め別紙様式の診斷書を徴することゝし之が取締に努力致し候得共何分地方醫師中には當座の情實に纏綿して移住希望者の懇望に左右せられ眞實の診斷を盡さざる弊害可有之甚だ迷惑致居候

右は單に寄生蟲のみならず「トラホーム」の如き顯著なる症狀に對してすら其の痕跡なしと稱するもの往々有之爲めに乗船港集合後に於て不合格者を出し移植民自身の困惑を醸すが上に弊社の輸送事務上種々の不便と支障を來し甚だ遺憾に存じ居候

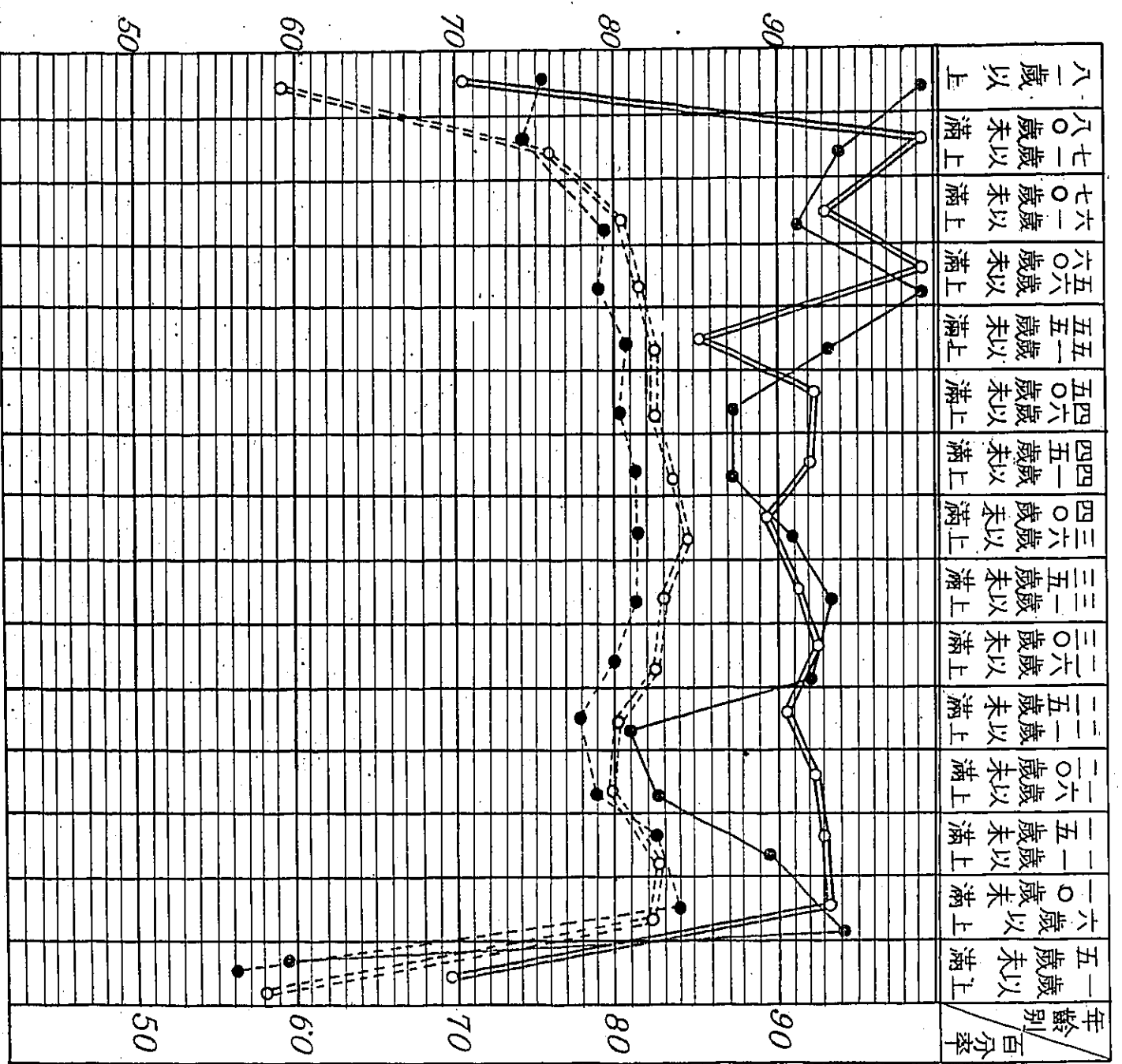
御來示の趣は至極結構の事にして弊社としても從來に比し更に一段の注意を加へ極力之が勵行に精進可仕候へ共前記の事情も有之候に付一方地方醫師の覺醒を待つにあらざれば完全なる成果を擧ぐるに困難と被認候間御局より地方廳並に全國醫師會等に對しても相當の御警告相煩し度懇願の至りに不堪候

先は貴書御請旁々右迄得貴意候 敬具

兵庫縣寄生蟲
調査地略圖



寄生蟲有卵率比較表



內務省表 男
 率ヲ示ス 女
 本縣調査

男
 女

第十七章 本縣に於ける特別調査狀況

第一節 各部落寄生蟲調査及驅除狀況

一 總 說

今回行つた寄生蟲検査及驅除は、山地、平野、海濱、河川の沿岸等相異つた地勢に位置する七ヶ所の農村部落一般住民と五ヶ所の小學校兒童とに之を施行したのである。

施行方法は三様式に分ちて行つた。その方法大要は左の如くである。

(A) 善入、新田

驅除前三回検査施行、引つゞき驅除を行ひ驅除後直に翌日から約五回の検査をなし尙驅除藥を投じて一旦引上げる。其後約二週間を経過して検査し、尙有卵者に對して二回の驅除を行つた。

(B) 池尻、小坂

驅除前三回の検査を行ひ、引つゞき驅除し、引上げ一週間乃至十日の後検査を行ひ、尙驅除して引上げ其後一週間乃至二週間後再び検査を施行した。

(C) 久世田、古宮、東古佐

驅除前三回の検査を行ひ引つゞき驅除して引上げ驅除後約二週間の後には検査を行つた。

各小學校

小學校は總て(C)の形式に於て検査驅除を施行した。

而して體格検査と同時に體力の測定をなし、又學力勤惰の調査をしたのである。

この體格體力學力勤惰に就ては驅除三ヶ月の後に再調査をなした。

以上の検査驅除及諸調査は醫師一名、藥劑師一名、事務一名、小使一名を以て編成した。驅除は總て集合投藥に依つたのであり、検査は集卵法

によつたのである。

各部落一般住民に對する検査驅除の成績に就ては部落調査の一項から七項に至り、又小學校の成績に就ては小學校調査の一項から五項迄に其の全般を調査各表と對照して之を説明するが、今之を總括したものに就て概評を述べたいと思ふ。

先づ各部落調査に就て之を詳述することとする。

注意

検査人員、各部落別人員等ニ就テ各調査ダイクラカ人員數ヲ異ニシテキルノガアルノハ驅除後ニ於テ蟲卵ヲ發見シタモノ等ガアル爲デアル、又榮榮調査其他デハ乳幼児デ坐高ノ正シクトレナイモノヲハブイテ學齡兒童以上トシタ爲ニ人員ガ少ナクナツテキル等デアル。

二 驅除前の検査

驅除前三回の検査の結果を七部落合計したのが第一表である。此の農村七部落の成績と、縣下五都市を調査したもの即ち市部の寄生蟲検査成績と、又過般内務省で行つた農村保健調査に於ける寄生蟲検査成績を比較すると左の如くである。(第一表、第二表、第三表参照)

要 項	寄生蟲検査比較表		
	實 數	本 縣 村 落 ノ 調 査	本 縣 都 市 ノ 調 査
検査人員	數	百 分 率	検査人員及百分率
無卵者	一、四〇七	一〇・九	一、二六〇
有卵者	一、一五三	八九・一	六・三
總計	二、五六〇	一〇〇・〇	一、二六六
東洋毛線	九一六	六五・一	三八・七
十指腸	三六〇	二五・六	一五・〇
横川吸蟲	三六	二・六	三・三
鞭蟲	一、〇二一	七二・六	二八・三
總計	二、五六〇	一〇〇・〇	一〇・二

第一表

一般部落住民
體性別及年齡別寄生蟲卵検査成績

(検査後更に驅除ヲ施行シタルモノ)

兵 庫 縣

年 齡 別 要 項	検査人員		無卵者		有卵者		同 上		同 内		同 縣	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比
一六歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
一〇歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
六歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
五歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
四歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
三歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
二歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
一歳以上	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
未滿一歳	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一
總計	八七	一〇・一	七六	一〇・一	六五	一〇・一	五五	一〇・一	四四	一〇・一	三三	一〇・一

合 計	八 一 歲 以 上	
	女 男	女 男
一、四七	六〇	二〇九
一五	七九	三
一〇九	二六	三〇
一、五五	六二	七九
八九	八八	一〇〇
九六	四七	五七
五二	六〇	七八
三〇	二六	二四
二五	二八	四四
二六	二六	一
二六	二五	一
二二	七五	一
〇九	〇七	一
一、〇三	五三	七八
七六	七八	八八
二二	四七	一
〇八	〇六	一

一般市部住民		體性別及年齡別寄生蟲卵檢査成績		(檢査後更ニ驅除ヲ施行セザルモノ)		兵庫縣	
年齡別	要項	檢査		同		上	
		人員	無卵者	有卵者	有卵者	有卵者	有卵者
五一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一一一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一二一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一三一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一四一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一五一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
二〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
二六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
二七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
二八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
二九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
三〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
三六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
三七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
三八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
三九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
四〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
四六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
四七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
四八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
四九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
五〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
五六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
五七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
五八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
五九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
六九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
七九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
八九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九六一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九七一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九八一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
九九一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一
一〇〇一歲	未滿上	三	三	二	一	一	一

[illegible][illegible]

の年齢階級に及んでゐる、而して五〇歳—五五歳級の一例を除く外總て男の方高率である。平均に於ても男の方が高率である。

鞭蟲は五歳以上は高年齢に至るまで凡そ等しい率を示してゐる。(第一表参照)

三 第一回驅除後の検査成績

第四表は第一次驅除後の検査成績七部落を綜合したものである。

第四表は第一次驅除後の検査成績七部落を綜合したものである。

即ち驅除前驅除後の寄生蟲卵率を驅除前の三回検査を綜合した検査人員に對して見、驅除後の感染状態の大要を掴まうとしたのである。(第四表参照)

之を目

第四表

[illegible][illegible]

四 一種及多種寄生蟲有卵者調查

第六表の一より四に至る調査表を見るに左のやうである。

種有卵者	計	百分率		三四・八
種有卵者	計	〃	二・三・二	三二・一
種有卵者	計	〃	四九・一	一〇・五
種有卵者	計	〃	一五・六	〇・八
種有卵者	計	〃	一・三	

而して内務省保健調査の農村寄生蟲検査成績と比較するに本縣は一種有卵者で低く、二種有卵者で約一六％高く、三種有卵者で五％高率である。

一種卵保有者では鞭蟲一種卵を持つ者が多く一二%で高率である。

年齢から見ると一歳より五歳未満に至る年齢級で一種有卵者が多い。

二種有卵者では蛔蟲鞭蟲の二種を併有する者が検査人員の約四〇%を占めてゐる。次は十二指腸蟲、鞭蟲、伊有者の八・〇%である。

年齢を見るに蛔蟲、鞭蟲併有者では六歳——一〇歳階級で著しく高い。

[illegible]

合計	八歲以上		八歲以下		七歲以下	
	男	女	男	女	男	女
一、四〇七	七七〇	六〇〇	二〇九	三一九		
一五三	七九	七九	三			
一〇九	一一六	三〇〇			五三	
一、五五四	六五三	六〇二	七九	三〇八		
八七一	八九八	七〇〇	一〇〇	九四七		
一二五	五三				四三	
八三	八七六			一五八		
三	六六					
二・三	二・四					
一						
〇・五	〇・二					
一七八	九八三	一一	七四			
二・七	二・二	一〇	二・三			

備考 一種有卵者合計三二六名、百分率(二三・二)

[illegible]

[illegible]

第八表

備考 二種有卵者二一九名 百分率(一五・六)

[illegible][illegible]

第七表

備考 二種有卵者六九一名 百分率(四九・一)

合	八	八七	七六	六五	五五
計	一	〇一	〇一	〇六	五一
計	歲	歲	歲	歲	歲
	以	未	未	未	未
	上	滿	滿	滿	滿
	女男	女男	女男	女男	女男
五五〇	三〇四	二四六	四四四	二七	二六
五二一	四三八	三六三	四〇四	四八六	三八七
三	二〇三	一	一	一	一
一六	一四八	二一	三三	二一	三三
一	一				
〇〇五	〇二				
一	一				
〇〇五	〇一				
一〇七	四六二	一一	二一	八五	一九
九六	六九〇	一〇一	六五	一〇五	二〇
三	一				一
〇一	〇一				二
二	二				
〇一	〇				
一	一			一	
〇一	〇一			四〇	
四	二		一		一
〇二	〇二		三		三

[illegible]

無卵者は生活程度(上)に於て一五・五%で最高を占め次に生活程度(下)で一・三%(中)は無卵者が一番少ない。有卵者は(中)に高率で次に(下)(上)の順位に其の率が降つて来る。

有卵者は(中)に高率で次に(下)(上)の順位に其の率が降つて来る。

生活程度ニ依リ分チタル寄生蟲検査成績										兵庫縣	
要項	生活程度		上		中		下		計		
	人員	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
検査人員	無卵者	有卵者									
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
蛔蟲	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
十二指腸蟲	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
東洋毛線蟲	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
横川吸蟲	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
鞭蟲	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	
其他	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	

生活程度ニ依リ分チタル寄生蟲検査成績

[illegible]